

# 令和3年度 水道水質検査計画



常呂川水系常呂川上流部

北見市上下水道局



## はじめに

本市の水道は、常呂川、奔無加川、小松沢川、隈川、18号沢川及びワカケレベツ沢川の6つの河川水並びに常呂地区4号井及び協和地区の2つの地下水を水源としており、それぞれの水質に合わせた浄水処理により、安全な水道水の供給に努めています。

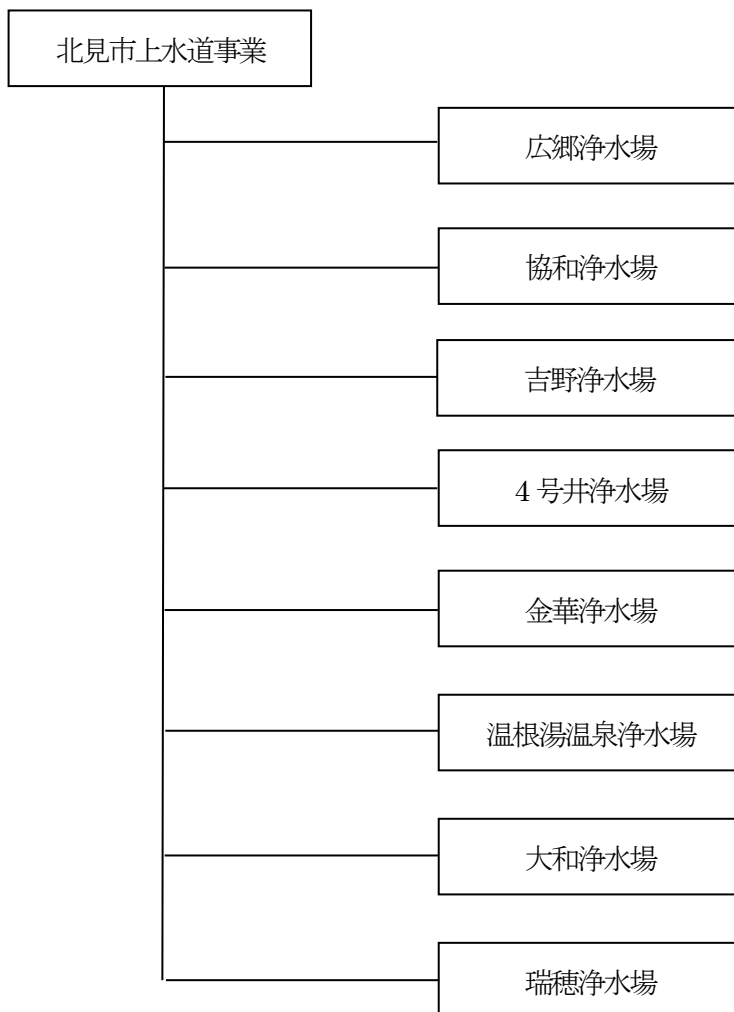
安全な水道水を供給するためには、水質管理が重要であり、その中核をなすものが水質検査です。

北見市上下水道局では、水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しています。水質検査計画は水道水の水質を適正に管理するために年間の水質検査の項目、地点、頻度などをあらかじめ定めたものです。

令和3年度の水道水質検査計画を策定しましたのでここに公表します。

今後もお客様に安心して水道水を使用していただけるよう、水道法令を遵守した適正な水道水質の維持を目指すとともに、適切な情報提供に努めてまいります。

### <北見市の水道水供給施設>



## 目 次

1	基本方針	…	1
2	水道事業の概要	…	1
3	原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点	…	3
4	水質検査を行う項目、検査地点、採水頻度及びその理由	…	4
5	臨時の水質検査に関する事項	…	1 2
6	水質検査の方法	…	1 2
7	水質検査計画及び検査結果の公表の方法	…	1 2
8	水質検査計画の見直し	…	1 2
9	その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	…	1 2

## 1. 基本方針

### (1) 検査地点

検査地点は、水道法で検査が義務づけられている給水栓（蛇口）に加え、浄水場の原水とします。また、水源や浄水処理方法の特徴に応じて、浄水場の浄水、各工程処理水及び河川を追加します。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務づけられている消毒の残留効果（残留塩素）、水質基準項目、水質管理目標設定項目とします。

### (3) 検査頻度

検査頻度は、水道法に基づいた検査頻度とします。また、水源や浄水処理方法の特徴に応じて、本市が独自に設定する頻度を上乘せします。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水区域及び給水の状況（令和元年度末）

浄水場名	給水区域	給水人口	1日最大配水量	1日平均配水量	給水普及率
広郷浄水場	北見地区 端野地区	100,293 人	38,164 m <sup>3</sup>	34,072 m <sup>3</sup>	95.54%
協和浄水場	協和地区	458 人	191 m <sup>3</sup>	144 m <sup>3</sup>	75.33%
吉野浄水場 4号井浄水場	常呂地区	3,572 人	2,562 m <sup>3</sup>	1,711 m <sup>3</sup>	99.22%
金華浄水場	留辺蘂地区	4,013 人	2,063 m <sup>3</sup>	1,653 m <sup>3</sup>	95.48%
温根湯温泉浄水場 大和浄水場	温根湯地区	1,336 人	1,220 m <sup>3</sup>	704 m <sup>3</sup>	90.64%
瑞穂浄水場	瑞穂地区	104 人	186 m <sup>3</sup>	148 m <sup>3</sup>	92.86%

(2) 水源の名称及び種別

	水源の名称	種別	取水地点
北見市上水道 (広郷浄水場)	常呂川水系常呂川	表流水	常呂郡訓子府町字日の出 14 番地 2 地先
北見市上水道 (協和浄水場)	地下水	深井戸	北見市端野町協和 463 番地
北見市上水道 (吉野浄水場)	常呂川水系隈川	表流水	北見市常呂町字吉野 262 番地 4 地先
北見市上水道 (4 号井浄水場)	地下水	浅井戸	北見市常呂町字土佐 26 番地 3
北見市上水道 (金華浄水場)	常呂川水系 無加川支流奔無加川	表流水	北見市留辺蘂町金華 22 番地 4 地先
	常呂川水系 無加川支流小松沢川	表流水	北見市留辺蘂町花丘 82 番地先
北見市上水道 (温根湯温泉浄水場)	常呂川水系 無加川支流十八号沢川	表流水	北見市留辺蘂町花丘 国有林 1019
北見市上水道 (大和浄水場)	常呂川水系 無加川支流十八号沢川	表流水	北見市留辺蘂町花丘 国有林 1019
北見市上水道 (瑞穂浄水場)	佐呂間別川水系 ワカケレベツ沢川	表流水	北見市留辺蘂町丸山 576 番地先

(3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

	所在地	浄水処理方法
北見市上水道 (広郷浄水場)	北見市広郷 51 番地 1	急速ろ過方式 中間・後塩素処理 粒状活性炭処理
北見市上水道 (協和浄水場)	北見市端野町協和 463 番地	急速ろ過方式
北見市上水道 (吉野浄水場)	北見市常呂町字吉野	膜ろ過方式
北見市上水道 (4 号井浄水場)	北見市常呂町字土佐 26 番地 3	塩素消毒のみ
北見市上水道 (金華浄水場)	北見市留辺蘂町金華 26 番地 6	急速ろ過方式 中間塩素処理

北見市上水道 (温根湯温泉浄水場)	北見市留辺薬町花丘 34 番地 2	膜ろ過方式
北見市上水道 (大和浄水場)	北見市留辺薬町花丘 63 番地 8	膜ろ過方式
北見市上水道 (瑞穂浄水場)	北見市留辺薬町瑞穂 127 番地 5	活性炭+膜ろ過方式 後塩素処理

### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

#### (1) 北見市上水道（広郷浄水場）

広郷浄水場の水源は、常呂川水系常呂川の表流水です。

原水の水質上の特性としては、常呂川第一頭首工上流域での局地的な集中豪雨の影響による原水濁度の急上昇、植物等が分解された結果生じるフミン質の流入、家畜糞尿などに起因すると考えられるクリプトスポリジウム等及びアンモニア態窒素の流入が懸念されます。このため、特に原水濁度、フミン質、クリプトスポリジウム等及びアンモニア態窒素濃度に注意する必要があります。

広郷浄水場では、これら原水の水質状況及び注意すべき項目を踏まえ、適確な浄水処理対応に努めています。具体的な対応方法としては、降雨時における原水濁度急上昇時は取水停止と滞水池等の適確な運用、フミン質は粒状活性炭による高度浄水処理、クリプトスポリジウム等は凝集沈殿及びろ過工程の適正管理、アンモニア態窒素は水質監視装置による連続測定によりそれぞれ対応しています。

#### (2) 北見市上水道（協和浄水場）

協和浄水場の水源は、地下水（深井戸）です。このため、降雨や融雪等による影響は少なく、原水の水質は1年を通して安定しています。浄水についても、水質は1年を通して安定しています。

#### (3) 北見市上水道（吉野浄水場）

吉野浄水場の水源は、常呂川水系隈川の表流水です。

原水の水質上の特性としては、降雨時や融雪期における原水濁度の上昇や野生生物の糞便の混入が懸念されます。このため、原水濁度及びクリプトスポリジウム等について注意する必要があります。

吉野浄水場では、これら原水の特性を踏まえ、適確な浄水処理を行っています。

#### (4) 北見市上水道（4号井浄水場）

4号井浄水場の水源は、地下水（浅井戸）です。このため、降雨や融雪等による影響は少なく、原水の水質は1年を通して安定しています。

原水の水質上の特性としては、自然由来のヒ素、フッ素、マンガンの混入が懸念されます。このため、ヒ素、フッ素及びマンガンについて注意する必要があります。

4号井浄水場では、原水中におけるこれら物質の濃度に注視しています。

#### (5) 北見市上水道（金華浄水場）

金華浄水場の水源は、常呂川水系無加川支流奔無加川の表流水です。また、予備水源として常呂川水系無加川支流小松沢川があります。

原水の水質上の特性としては、降雨による原水濁度の上昇、周辺環境からのアンモニア態窒素、フミン質の流入、野生生物の糞便の混入が懸念されます。このため、降雨時などにおける原水濁度の上昇、クリプトスポリジウム等、アンモニア態窒素濃度、フミン質について注意する必要があります。

金華浄水場では、これら原水の水質状況及び注意すべき項目を踏まえ、適確な浄水処理を行っています。

#### (6) 北見市上水道（温根湯温泉浄水場）

温根湯温泉浄水場の水源は、常呂川水系無加川支流十八号沢川の表流水です。

原水の水質上の特性としては、降雨による原水の濁度及び色度の上昇、野生生物の糞便の混入が懸念されます。このため、原水の濁度及び色度、クリプトスポリジウム等について注意する必要があります。

温根湯温泉浄水場では、これら原水の水質状況及び注意すべき項目を踏まえ、適確な浄水処理を行っています。

#### (7) 北見市上水道（大和浄水場）

大和浄水場の水源は、温根湯温泉浄水場と同じ常呂川水系無加川支流十八号沢川の表流水です。

原水の水質上の特性としては、降雨による原水の濁度及び色度の上昇、野生生物の糞便の混入が懸念されます。このため、原水の濁度及び色度、クリプトスポリジウム等について注意する必要があります。

大和浄水場ではこれら原水の水質状況及び注意すべき項目を踏まえ、適確な浄水処理を行っています。

#### (8) 北見市上水道（瑞穂浄水場）

瑞穂浄水場の水源は、佐呂間別川水系ワカケレベツ沢川の表流水です。

原水の水質上の特性としては、降雨による原水の濁度及び色度の上昇、フミン質の流入、野生生物の糞便の混入が懸念されます。このため、原水の濁度及び色度、クリプトスポリジウム等、浄水のクロロホルム及びトリクロロ酢酸について注意する必要があります。

瑞穂浄水場では、これら原水の水質状況及び注意すべき項目を踏まえ、適確な浄水処理を行っています。

### 4. 水質検査を行う項目、検査地点、採水頻度及びその理由

#### 4-1. 検査項目

##### (1) 一般項目検査

一般項目として、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、全有機炭素 (TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素の検査を行います。



## (2) 消毒副生成物項目検査

消毒副生成物項目として、ハロ酢酸類（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸）、ホルムアルデヒド、トリハロメタン（クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム）、臭素酸、塩素酸の検査を行います。

## (3) 全項目検査

水質基準項目すべての検査を行います。

## (4) 管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目として挙げられる 25 項目について検査を行います。

なお、亜塩素酸及び二酸化塩素については、消毒に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

## 4-2. 検査頻度

### (1) 北見市上水道（広郷浄水場）

#### ①給水栓（表 1 及び表 2 参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については 1 日に 1 回行います。
- (b) 一般項目検査については、月に 1 回行います。
- (c) 全項目検査及び管理目標設定項目については、3 か月に 1 回行います。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び 2 - メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。

#### ②原水及び浄水（表 1 及び表 2 参照）

原水及び浄水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査については、月に 1 回行います。  
ただし、原水は味と残留塩素の検査を省略します。
- (b) 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、原水のみ月に 1 回行います。
- (c) 全項目検査及び管理目標設定項目については、3 か月に 1 回行います。  
ただし、原水は消毒副生成物項目の検査を省略します。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び 2 - メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (e) 農薬類については、常呂川流域で使用される可能性のある農薬項目に対し、散布時期に合わせて検査を行います。
- (f) クリプトスポリジウム等の検査を年に 2 回行います。

#### ③浄水場各工程処理水（表 3 参照）

浄水場各工程処理水については、運転管理上重要な指標となる濁度、色度、pH 値、残留塩素等の検査を 4 時間に 1 回行います。これらの項目に加えて、過マンガン酸カリウム消費量、塩化物イオン、硬度、電気伝導度の検査を土日、祝日を除く平日に行います。また、全有機炭素 (TOC) の検査を週に 1 回、紫外線吸光度 (260 nm、50 mm) (E260)

の検査を週に3回行います。

#### ④河川（表4-1及び表4-2参照）

河川については、生物化学的酸素要求量（BOD）、大腸菌群数等の環境基準項目を基本とし、全窒素・全りん、大腸菌・嫌気性芽胞菌等を独自に追加して、すべてで20項目の検査を月に1回行います。

### (2) 北見市上水道（協和浄水場）

#### ①給水栓（表5及び表6参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については1日に1回行います。
- (b) 一般項目検査については、月に1回行います。
- (c) 消毒副生成物項目、シアン、蒸発残留物、非イオン界面活性剤については、3か月に1回検査を行います。
- (d) 全項目検査及び管理目標設定項目については、年に1回行います。
- (e) 農薬類については、常呂川流域で使用される可能性のある農薬項目に対し、散布時期に合わせて検査を行います。

#### ②原水（表5及び表6参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については3か月に1回検査を行います。
- (b) 全項目検査及び管理目標設定項目については、年に1回行います。  
ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。
- (c) 農薬類については、常呂川流域で使用される可能性のある農薬項目に対し、散布時期に合わせて検査を行います。

### (3) 北見市上水道（吉野浄水場）

#### ①給水栓（表7及び表8参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については1日に1回行います。
- (b) 一般項目検査については、1か月に1回行います。
- (c) アルミニウムについては、着色の観点から1か月に1回検査を行います。
- (d) 消毒副生成物項目、シアン、非イオン界面活性剤、管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。
- (e) 全項目検査については、年に1回行います。
- (f) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (g) クリプトスポリジウム等の検査を浄水で年に2回行います。

## ②原水（表7及び表8参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査については、月に1回行います。  
ただし、味と残留塩素の検査は省略します。
- (b) 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）、管理目標設定項目については3か月に1回検査を行います。
- (c) 全項目検査については、年に1回行います。  
ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (e) クリプトスポリジウム等の検査を年に2回行います。

## （4）北見市上水道（4号井浄水場）

### ①原水（表9及び表10参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査については、月に1回行います。  
ただし、味と残留塩素の検査は省略します。
- (b) ヒ素、マンガン及び蒸発残留物については、水質の安全性確認等を目的に月に1回検査を行います。
- (c) 指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）、については月に1回検査を行います。
- (d) 全項目検査及び管理目標設定項目については、年に1回行います。  
ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。

### ②浄水（表9及び表10参照）

浄水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査については、月に1回行います。
- (b) ヒ素、マンガン及び蒸発残留物については、水質の安全性確認等を目的に月に1回検査を行います。
- (c) 消毒副生成物項目、シアン、フッ素、ナトリウム、非イオン界面活性剤については、3か月に1回検査を行います。
- (d) 全項目検査及び管理目標設定項目については、年に1回行います。

## （5）北見市上水道（金華浄水場）

### ①給水栓（表11及び表12参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については1日に1回行います。
- (b) 一般項目検査については、1か月に1回行います。
- (c) 全項目検査及び管理目標設定項目については、3か月に1回行います。

(d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。

(e) クリプトスポリジウム等の検査を浄水で年に2回行います。

②原水（表11及び表12参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

(a) 一般項目検査及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、月に1回行います。ただし、味と残留塩素の検査は省略します。

(b) 全項目検査及び管理目標設定項目については、3か月に1回行います。ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。

(c) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。

(d) クリプトスポリジウム等の検査を年に2回行います。

(e) アンモニア態窒素の検査を1日に1回以上行います。

(6) 北見市上水道（温根湯温泉浄水場）

①給水栓（表13及び表14参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

(a) 毎日検査については1日に1回行います。

(b) 一般項目検査については、月に1回行います。

(c) 消毒副生成物項目、シアン、非イオン界面活性剤、管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。

(d) 全項目検査については、年に1回行います。

(e) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。

(f) クリプトスポリジウム等の検査を浄水で年に2回行います。

②原水（表13及び表14参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

(a) 一般項目検査及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、月に1回行います。ただし、味と残留塩素の検査は省略します。

(b) 管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。

(c) 全項目検査については、年に1回行います。

ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。

(d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。

(e) クリプトスポリジウム等の検査を年に2回行います。

## (7) 北見市上水道（大和浄水場）

### ①給水栓（表 15 及び表 16 参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については1日に1回行います。
- (b) 一般項目検査については、月に1回行います。
- (c) 全項目検査及び管理目標設定項目については、3か月に1回行います。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (e) クリプトスポリジウム等の検査を浄水で年に2回行います。

### ②原水（表 15 及び表 16 参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、月に1回行います。  
ただし、味と残留塩素の検査は省略します。
- (b) 管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。
- (c) 全項目検査については、3か月に1回行います。  
ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (e) クリプトスポリジウム等の検査を年に2回行います。

## (8) 北見市上水道（瑞穂浄水場）

### ①給水栓（表 17 及び表 18 参照）

給水栓について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 毎日検査については、1日に1回行います。
- (b) 一般項目検査については、月に1回行います。
- (c) クロロホルム、トリクロロ酢酸については、水質の安全性確認を目的に月に1回検査を行います。
- (d) 消毒副生成物項目、ヒ素、フッ素、シアン、非イオン界面活性剤、管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。
- (e) 全項目検査については、年に1回行います。
- (f) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (g) クリプトスポリジウム等の検査を浄水で年に2回行います。

### ②原水（表 17 及び表 18 参照）

原水について、検査項目と検査頻度は下記のとおりとします。

- (a) 一般項目検査及び指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、月に1回行います。  
ただし、味と残留塩素の検査は省略します。

- (b) 管理目標設定項目については、3か月に1回検査を行います。
- (c) 全項目検査については、年に1回行います。  
ただし、消毒副生成物項目の検査は省略します。
- (d) かび臭気物質（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生期間に合わせて検査を行います。
- (e) クリプトスポリジウム等の検査を年に2回行います。

#### 4-3. 採水及び検査地点

##### (1) 北見市上水道（広郷浄水場）

###### ①給水栓（図1及び図2参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計22か所とします。

水質基準項目の検査地点については、配水系統ごとに1か所とし、計8か所とします。

###### ②原水及び浄水

広郷浄水場で採水を行います。

###### ③浄水場各工程処理水（図3参照）

浄水場の運転管理上必要な検査に関しては、原水、沈殿処理水、高度処理水、砂ろ過水、浄水の各工程で採水を行います。

###### ④河川（図4参照）

常呂川水系常呂川において、常呂川第一頭首工（日の出取水口）から峰映橋までの上流域につき、小河川を含め計15か所を検査地点とします。

##### (2) 北見市上水道（協和浄水場）

###### ①給水栓（図5参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計3か所とします。

水質基準項目の検査地点については、末端給水栓付近の2か所とします。

###### ②原水

協和浄水場で採水を行います。

##### (3) 北見市上水道（吉野浄水場）

###### ①給水栓（図6参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計2か所とします。

水質基準項目の検査地点については、末端給水栓付近の1か所とします。

###### ②原水

吉野浄水場で採水を行います。

#### (4) 北見市上水道（4号井浄水場）

##### ①原水及び浄水

4号井浄水場で採水を行います。

#### (5) 北見市上水道（金華浄水場）

##### ①給水栓（図7参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計3か所とします。

水質基準項目の検査地点については、末端給水栓付近の1か所とします。

##### ②原水

金華浄水場で採水を行います。

#### (6) 北見市上水道（温根湯温泉浄水場）

##### ①給水栓（図7参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計3か所とします。

水質基準項目の検査地点については、配水系統ごとに1か所とし、計2か所とします。

##### ②原水

温根湯温泉浄水場で採水を行います。

#### (7) 北見市上水道（大和浄水場）

##### ①給水栓（図7参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、1か所とします。

水質基準項目の検査地点については、配水系統ごとに1か所とし、1か所とします。

##### ②原水

大和浄水場で採水を行います。

#### (8) 北見市上水道（瑞穂浄水場）

##### ①給水栓（図7参照）

毎日検査の検査地点については、配水系統ごとに1か所以上を基本とし、計2か所とします。

水質基準項目の検査地点については、末端給水栓付近の1か所とします。

##### ②原水

瑞穂浄水場で採水を行います。

## 5 臨時の水質検査に関する事項

次のような場合には臨時の水質検査を行います。

- (1) 原水の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

なお、臨時の水質検査を行う際の検査項目及び検査頻度は、状況に応じて決定します。

## 6 水質検査の方法

毎日検査、浄水処理工程検査（4時間に1回行なう検査のみ）については、委託検査で行います。

水質基準項目、水質管理目標設定項目及び河川に関する検査については、自己検査で行います。

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画及び検査結果は北見市上下水道局ホームページで公表します。

## 8 水質検査計画の見直し

検査地点毎に、各検査項目の最大値を水質基準値と比較し、翌年度の水質検査計画において検査頻度に反映させています。

## 9 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 程度を定量下限値とします。また、検査精度の確保のため、定量下限値付近の変動係数（CV）を、金属等の無機物に関しては10%以下、揮発性有機化合物等の有機物に関しては20%以下として検査を行います。

### (2) 信頼性保証

水質検査結果の測定者間のばらつきをなくすために、各検査方法及び検査機器の標準手順書を作成して水質検査の信頼性の確保に努めています。加えて妥当性評価ガイドラインに基づき、検査方法の妥当性評価を実施しています。また、厚生労働省健康局水道課水道水質管理室及び北海道水道水質管理協議会による外部精度管理に毎年参加し、信頼性の確保に努めています。



### (3) 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくために、北見河川事務所、オホーツク総合振興局、北見市市民環境部環境課などの関係する機関と連携を図っていきます。

－ お問い合わせ －

北見市上下水道局浄水場（広郷浄水場）

〒099-1586 北見市広郷 51 番地 1

TEL 0157 - 38 - 2354

FAX 0157 - 66 - 7200